

嘉島西小学校いじめ防止基本方針(概要)

平成26年4月策定
嘉島町立嘉島西小学校

1 「いじめ防止基本方針」の策定について

「いじめ防止対策推進法(H25年6月公布)」第13条並びに、国の「いじめ防止基本方針(H25年10月)」「熊本県いじめ防止基本方針(H25年12月)」「嘉島町いじめ防止基本方針(H26年)」に沿い、学校におけるいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

2 いじめのとりえ方

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条

3 いじめ防止等のための具体的な施策

(1) いじめの未然防止

① わかる授業づくり

- ・支持的風土のある学級経営を基盤として、すべての児童が授業に参加し、互いの学び合いを深め、わかる喜びと自己有用感を持てる授業を行う。

②人権教育・道徳教育の充実

- ・実態をとらえ、互いの関わりを深める人権学習や日常指導を行う。
- ・体験や人材を生かした心に響く道徳の授業を実践する。

③朝・帰りの会、特別活動等の工夫

- ・ソーシャルスキル学習や、互いを認め合う活動(朝や帰りの会)で、人間関係形成力を育成する。
- ・学級会等で、生活上の課題を話し合い、解決していく力を育成する。
- ・インターネットを使う際の情報モラルを指導する。

④生活規律・集団行動の育成

- ・あいさつの励行、生活のきまりを守ること等の生活規律を高める。
- ・協力して活動することや静かに話を聞く態度、自分の考えをはっきりと述べる力等の集団行動を伸ばす。

⑤「命を大切にする心」を育む指導プログラム

- ・「心のきずなを深める月間」の取組や人権教育旬間等をとおして、自分を大切にするとともに他者を大切にする心や態度を育成する。

⑥主体的な児童会活動

- ・児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて運営する児童会活動を育成する。

(2) いじめの早期発見の取組

①日常的な観察

- ・休み時間や放課後の時間等、児童間の様子や人間関係を観察する。
- ・一人ひとりの児童の表情の変化に気をつけるとともに、日常における積極的な語りかけを行う。

②生活ノート等の活用

- ・生活ノート等を活用し、児童の心の変化をつかむとともに、必要に応じて、家庭との連絡を日頃から取るようにする。

③教育相談

- ・状況に応じて個別の教育相談をするなど、未然もしくは早期の対応を行う。
- ・教育相談週間を設けて、児童を対象にした教育相談を行う。
- ・各学期ごとに教育相談の通知を各家庭に配付し、保護者の心配や悩み等の教育相談を実施する。

④いじめ実態調査アンケートの実施

- ・「心のアンケート調査」から実態を把握し、事実確認及び指導を行う。
- ・学校評価アンケートから、学校生活への安心感の度合いや保護者や児童の願いを把握し、教育活動に生かす。

(3) いじめに対する措置

- いじめを認知し、またはいじめの通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開いて組織的に対応し、いじめられた児童を守り通す。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。